諮問庁：独立行政法人労働者健康福祉機構
諮問日：平成２２年８月２３日（平成２２年（独情）諮問第１７号）
答申日：平成２３年３月１５日（平成２２年度（独情）答申第５６号）
事件名：労災病院の医師で医師法違反又は医師法に抵触している医師を示す文書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙１に掲げる文書（以下，併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙２及び別表の１欄に掲げる文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定については，本件対象文書を特定したことは妥当であるが，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，異議申立人が開示すべきとする部分は，別表の４欄に掲げる部分を開示すべきである。

第２　異議申立人の主張の要旨

１　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成２２年４月２８日付け労健福発第６９７号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるものである。

２　異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

（１）異議申立書

ア　文書３，文書４及び文書１５について

（ア）役職員倫理規程の（理事長の責務）１２条１項によると，「役職員がこの規程に違反する行為を行った場合には，厳正に対処すること」とある。厳正に対処された役職員があれば開示願いたい。把握していれば開示願いたい。

（イ）役職員倫理規程１２条２項によると「役職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として，当該通知をした役職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。」とあり，この件の文書があれば開示願いたい。文書３，文書４及び文書１５に該当する。不開示の事由に当たらない

ので開示してほしい。

（ウ）上記（ア）及び（イ）について，倫理監督者により作成された文書等があれば開示願いたい。文書３，文書４及び文書１５に該当する。不開示の事由に当たらないので開示してほしい。

上記以外にも，役職員倫理規程に違反する行為を行った役職員はあるのか，把握していれば開示願いたい。文書３，文書４及び文書１５に該当する。不開示の事由に当たらないので開示してほしい。

（エ）職員就業規則４条（職務の遂行）・５条（禁止行為）・６１条（懲戒）・６２条（懲戒処分の種類）に違反し，懲戒等を受けた職員があればその文書等を開示願いたい。同規則６３条（損害賠償）を受けた職員があればその文書等も開示願いたい。

上記以外に，職員就業規則に違反する行為を行った職員を把握していれば開示願いたい。

（オ）役職員倫理規程・職員就業規則に対しての違反者等の件は，文書３，文書４及び文書１５に該当する。不開示の事由に当たらないので開示してほしい。

（カ）独立行政法人労働者健康福祉機構労災病院（以下「労災病院」という。）の医師で，医師法違反又は医師法等に抵触した医師を労災病院では把握していないのか，これらを書いたメモ書き・書面がないのか。あればその文書を開示願いたい。

どのような判断をしたか知りたいだけであり，個人を特定できるところは，削除していいので開示してほしい。

イ　文書５について

（ア）文書５について開示を求めた件で，開示されたのは，異議申立人が開示請求時に送った，添付資料の「資料１」の表紙１枚だけである。外に把握していないのか，あれば開示してほしい。

これ以外に，特定医師は作成していないのか，平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの丸６年間において，特定医師は鑑定をこの１件だけしかしなかったのか，それとも特定病院は，特定医師の鑑定の件を全く何も把握していないのか，把握していれば開示願いたい。

（イ）件数を聞いているだけで名前の部分を削除して開示してほしい。

（ウ）件数だけを求めているので，不開示の事由に当たらないので開示してほしい。

（エ）「開示する文章には個人の名前の一部分が記載されている。この情報だけでは，特定の個人を識別できるものとはならないが」とあるので名前の部分を削除して開示してほしい。

ウ　文書６について

（ア）文書６について開示を求めた件で，不開示とされたが，文書５で開示されたのが，異議申立人が開示請求時に送った，添付資料の「資料１」の表紙１枚だけである。外に把握していないのか，あれば開示してほしい。

　これ以外に，特定医師は作成していないのか，平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの丸６年間において，特定医師は鑑定をこの１件だけしかしなかったのか，それとも特定病院は特定医師の鑑定の件を全く把握していないのか，把握していれば開示してほしい。

（イ）個人傷病を知りたいわけではなく，過去の事例を知りたいだけである。

（ウ）どのような判断をしたか知りたいだけである。

（エ）個人を特定できるところは，削除していいので開示してほしい。

エ　文書７について

（ア）機構及び特定病院では，鑑定書作成に当たり制約があると思われるので，その制約等を開示してほしい。

（イ）鑑定書は何に基づいて作成されているのか知りたいのでそれが分かる文書があれば開示してほしい。

オ　文書８について

　裁判所に提出した鑑定書は何に基づいて作成されているのか知りたいのでそれがわかる文書があれば開示してほしい。

　父の鑑定書に事実無根のことが記載されている。現に，特定医師が作成し，特定日に和歌山地方裁判所が受付した「遺言能力についての鑑定書」には，本当はないことを，事実であるかのように作りあげたところが２か所もある。

カ　文書９について

（ア）特定医師が作成し，特定日に和歌山地方裁判所が受付した「鑑定書」は，平成２２年２月１０日付け法人文書開示請求書の資料１しか存在しない。原処分で文書１０は存在しないとあり，それでは，労災病院が示す不開示の理由には当たらない。

（イ）労災病院に報告する規程はあると思うので，あればその文書を開示願いたい。

キ　文書１０について

（ア）労災病院に報告する規程はあると思うので，あればその文書を開示願いたい。

（イ）文書１０について開示を求めた件で，不開示とされたが，労災病

院の医師が鑑定書を作成することを全く把握していないのか。

父の鑑定書に事実無根のことが記載されている。現に，特定医師が作成し，特定日に和歌山地方裁判所が受付した「遺言能力についての鑑定書」にしても，精神鑑定書にしても一つの括り（くくり）がある。鑑定された人の人生がこれで決められてしまう可能性がある。これに対しての，鑑定人である特定医師及び勤務する特定病院ひいては機構としての括りがあってしかるべきと考える。あればそのような文書を開示願いたい。

ク　文書１１について

（ア）苦情対応報告書には，対応者と医事課長の名前が記載されているが，当該対応者及び医事課長には会っていないし，そのような人は知らない。

平成１９年○月○日，医事課長Ａ氏に会い，特定医師に内容証明郵便で対談の約束を取り付けているので，対談を申し入れたが実現しなかった。

同日には，心療内科特定医師には，私の外にもう１件の苦情があり，同日に，心療内科特定医師には，２件の苦情があったと認識した。この件について開示を請求する。

（イ）平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの丸６年間において，上記の件以外の苦情・問い合わせ及び抗議は外になかったのか，それとも特定病院は，全く何も把握していないのか，把握していればその文書を開示願いたい。

ケ　文書１２及び文書１３について

（ア）労災病院に規程はあると思うので，あればその文書を開示願いたい。

（イ）父の鑑定書に事実無根のことが記載されている。現に，特定医師が作成し，特定日に和歌山地方裁判所が受付した「遺言能力についての鑑定書」にしても，精神鑑定書にしても一つの括りがある。鑑定された人の人生がこれで決められてしまう可能性がある。これに対しての，鑑定人である特定医師及び勤務する特定病院ひいては機構としての括りがあってしかるべきと考える。これらの件に該当する文書等があれば開示願いたい。

コ　文書１６について

（ア）役職員倫理規程及び職員就業規則には，文書１６で求めた使用者責任の件が記載されていないので，示した文書があれば開示願いたい。

（イ）労災病院にはこれ以外にも規程はあると思うので，あれば文書を

開示願いたい。

サ　文書１７について

特定医師は，特定病院心療内科・精神科部長とかたっていたが，事実に基づかないことを事実であるかのように記載する医師や鑑定人はどこの医学部にも医師試験にも合格しておらず，医師免許が修得されておらず，医師資格がない，心療・精神等の研修も受けていないと思料する。

現に，特定医師が作成し，特定日に和歌山地方裁判所が受付した「鑑定書」には，本当はないことを，事実であるかのように作りあげたところが２か所ある。よって，特定医師に鑑定能力及び資格があるのか知りたい。

（２）意見書

ア　理由説明書（３）アについて

文書３及び文書４は，法に定める「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，類似文書があれば開示してほしい。

役職員倫理規程に違反する行為を行った役職員はあるのか，職員就業規則に違反し，懲戒等を受けた職員があればその文書等を開示願いたい。職員就業規則に違反する行為を行った職員を把握していれば開示願いたい。労災病院の医師で，医師法違反又は医師法等に抵触した医師を労災病院で把握していれば，これらを書いたメモ書き・書面があればその文書を開示願いたい。不開示の事由に当たらないので開示してほしい。

役職員倫理規程及び職員就業規則に対しての違反者等の件は，文書１５に該当する。

文書１５で示したように「法令を厳守していない医師」を求めているのである。別の主張をしているのではない。労災病院には，役職員倫理規程，職員就業規則等の違反者を示した類似文書があると思う。

法５条１号ただし書イないしハに該当すると思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，開示してほしい。

イ　理由説明書（３）イについて

文書５は，法に定める「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，開示してほしい。また，法の「独立行政法人等は，開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請

求者に対し，当該法人文書を開示することができる。」と思われるので，開示してほしい。法５条１号ただし書ハに該当するとも思われ，不開示情報に当たらないと考えるので開示してほしい。

機構では，開示した文書（鑑定書添付資料の資料１）は，異議申立人が開示請求より前に取得していた文書であるとの主張であれば，○○対応報告書・○○報告書等などと記載された表紙みたいなもの（文書１１の開示したときの局長・次長・医事課長・医事係長・外来係長・対応者等の印鑑のある報告書）が存在するはずである。その表紙みたいなものの開示を求める。

これ以外に，特定病院の職員である特定医師は作成していないのか，平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの丸６年間において，特定医師は鑑定（精神・心身等なども含む）をこの１件だけしか行ってないのか，特定医師は鑑定書をこの１件だけしか作成しなかったのか，それとも機構・特定病院は，特定医師の鑑定の件を全く何も把握していないのか，回答を求める。何も把握していないのであれば，機構は機能しておらず，機構は淘汰（とうた）されるべき団体である。

ウ　理由説明書（３）ウについて

文書６は，上記イを援用する。

異議申立人が開示請求時に送った，添付資料の「資料１」の表紙１枚だけの開示で内容の内訳の開示はなかった。

機構の全くの都合の良い個人情報の解釈と個人情報の一人歩きにより，鑑定書の内容の内訳が開示されていない。

エ　理由説明書（３）エについて

機構・労災病院の職員は，鑑定書を作成する上で制約が全くないというように解釈してよいのか。類似文書があると思うので，開示願いたい。

法に定める「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，開示してほしい。

オ　理由説明書（３）オについて

類似文書があると思うので，開示願いたい。

機構・労災病院の職員は，裁判所に提出する鑑定書に事実にないことを記載してよいのか。事実にないことを実際あるかのようにでっち上げ，意図的に鑑定書が作成されている。

労災病院・機構では，裁判所に提出する鑑定書を作成する上で制約が全くないというのか。あれば，不開示の事由に当たらないので開示を求める。

カ　理由説明書（３）カについて

文書９は，法に定める「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，開示してほしい。また，法の「独立行政法人等は，開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該法人文書を開示することができる。」と思われるので，開示してほしい。法５条１号ただし書ハに該当するとも思われ，不開示情報に当たらないと考えるので開示してほしい。

キ　理由説明書（３）キについて

類似文書があると思うので，開示願いたい。

理由説明書（３）イで，「既に機構が取得していた文書を開示したものである。」と主張しているので，この件に関する法人文書があるはずである。

機構の職員である特定医師には，特定病院に報告する規則（職員就業規則５条３項）がある。よって，提出されているはずであり，その文書を開示願いたい。

法に定める「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，開示してほしい。また，法の「独立行政法人等は，開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該法人文書を開示することができる。」と思われるので，開示してほしい。

文書が提出されていなければ，機構の職員である特定医師は，禁止行為である，職員就業規則５条３項に該当し違反している。また，文書が提出されていなければ，機構の職員である特定医師は，職務の遂行がされておらず，職員就業規則４条に該当し違反している。

ク　理由説明書（３）クについて

医事課長Ａ氏の作成した苦情対応報告書も開示してほしい。

異議申立書で述べたように，文書１１に対して，開示された苦情対応報告書に記載された，対応者及び医事課長に会ったこともないし，見たこともない，そのような人は知らない。腑（ふ）に落ちない。

平成１９年○月○日に特定医師に話を聞くため労災病院に出掛けたが医事課長のＡ氏に阻止され会えなかった。また，同２２年○月○日にも出掛けたが，医事課長のＡ氏に阻止され会えなかった。２回出掛けた。

開示した法人文書は黒塗りにされ，人をこけにしている。

まるまる６年間に，上記の件以外の苦情，問い合わせ及び抗議はなかったのか，それとも機構・特定病院は，全く何も把握していないのか。

法に定める「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，開示してほしい。また，法の「独立行政法人等は，開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該法人文書を開示することができる。」と思われるので，開示してほしい。法５条１号ただし書ハに該当するとも思われ，不開示情報に当たらないと考えるので開示してほしい。

ケ　理由説明書（３）ケについて

広辞苑（岩波書店発行）によると，マニュアルとは，手引き，便覧，取扱説明書とある。

上記のようなものがあれば，法５条１号ただし書イないしハに該当すると思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，開示してほしい。類似文書があると思う。

文書１２に対して，異議申立書で述べているように，父の鑑定書に事実無根のことが記載されている。現に，特定医師が作成し，特定日に和歌山地方裁判所が受付した「遺言能力についての鑑定書」にしても，精神鑑定書にしても一つの括りがある。鑑定された人の人生がこれで決められてしまう可能性がある。これに対しての，鑑定人である特定医師及び勤務する特定病院ひいては機構としての括りがあってしかるべきである。機構として職員に括りを示すべきである。

機構として，心療内科・精神科医が裁判所・公的機関等に提出する「鑑定書等」を作成する際に用いるマニュアルを作成し，機構として職員に括りを示すべきである。鑑定書等に事実無根のことを記載しないようにするための対策として必要である。

コ　理由説明書（３）コについて

文書１６で示したように「それをどのように果たしていくか等を示した文書」を求めているのである。別の主張をしているのではない。労災病院には，役職員倫理規程，職員就業規則以外にもどのように果たしていくか等を示した類似文書があると思う。

法５条１号ただし書イないしハに該当すると思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，開示してほしい。

サ　理由説明書（３）サについて

特定医師が鑑定人になるに至った経歴を開示願いたい。それを，もって，「特定医師には鑑定能力及び資格があるのか。」を知りたい。

特定医師が鑑定人になるに至った経緯は，法に定める「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と思われ，不開示情報に当たらないと考えるので，開示してほしい。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　理由説明書

（１）異議申立てに係る文書

文書３ないし文書１３及び文書１５ないし文書１７

（２）諮問庁としての考え方

本件異議申立てについて，原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると認められる。

（３）理由

ア　異議申立書アについて

（ア）同ア（ア）の主張に対する判断理由

異議申立人の主張は，本件開示決定等に係る不服について述べているものではなく，新たな項目の開示を求めるものであり，本件異議申立てとは別の主張であると考えられることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（イ）同ア（イ）の主張に対する判断理由

異議申立人の主張の前段部分については，上記（ア）と同様。

また，後段部分について，文書の主述関係が不明確なため，申立人の主張内容の真意が不明であるが，文書３，文書４及び文書１５について，処分庁は原処分において文書不存在による不開示としていることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（ウ）同ア（ウ）の主張に対する判断理由

異議申立人の主張の前段部分は，上記（ア）と同様。

中段部分は上記（イ）の後段部分と同一の主張であることから，上記（イ）と同様に原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

後段部分については，上記（ア）と同様。

（エ）同ア（エ）の主張に対する判断理由

上記（ア）と同様。

（オ）同ア（オ）の主張に対する判断理由

異議申立人の主張は，上記（イ）の主張に対する判断理由の後段部分と同様の主張であると考えられることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（カ）同ア（カ）の主張に対する判断理由

この主張は，文書3について，処分庁では原処分において文書不存在による不開示としているところであることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

イ　異議申立書イについて

（ア）同イ（ア）の主張に対する判断理由

異議申立人は前段部分において，開示された文書は，開示請求時に送った「添付資料の「資料１」の表紙１枚」であると主張しているが，これは，開示請求より前の時点において，既に処分庁が取得していた文書を開示したものである。

その上で異議申立人は，「外に把握していないのか」と主張しているが，開示した文書以外に文書は存在しないことから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

また，後段部分においても前段部分と同様の主張をしているが，上記と同様の理由により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（イ）同イ（イ）の主張に対する判断理由

異議申立人は，「名前の部分を削除して開示してほしい」と主張しているが，既に開示した文書については名前の部分を除いた部分開示をしている。異議申立人は事実誤認をしているものと推測されることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（ウ）同イ（ウ）の主張に対する判断理由

異議申立人は，「件数だけを求めているので，不開示の事由に当たらない」と主張しているが，これは処分庁においても，異議申立人と同じく件数は不開示情報には該当しないと判断し，件数が把握できる文書を既に開示していることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（エ）同イ（エ）の主張に対する判断理由

異議申立人は，名前の部分を削除して開示するよう求めているが，

上記（イ）と同様に，既に開示した文書は名前の部分を除いて部分開示をしている。異議申立人は事実誤認をしているものと推測されることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

ウ　異議申立書ウについて

（ア）同ウ（ア）の主張に対する判断理由

上記イ（ア）と同様。

（イ）同ウ（イ）の主張に対する判断理由

異議申立人は，個人傷病を知りたいわけではなく，過去の事例を知りたい旨の主張をしているが，処分庁は，本件に係る原処分において「特定個人の疾病の状態の詳細が記載されており，これは通常人には知られたくない機微な情報」であるとし，その上で「当該文書に含まれる個人に関する情報を容易に区分して除くことはできないと判断した」ため不開示決定をしているところである。

当該開示請求の対象として特定した「鑑定書」には，鑑定の対象となった本人の受傷の状況や治療の経過が詳細に記載されているものであり，また，鑑定書には本人以外の特定個人に関する情報も多岐にわたって記載されていることから，処分庁は，法６条１項が規定している「不開示情報が記載されている部分を容易に区分して除くことができるとき」には該当しないという判断を維持した。この結果，原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（ウ）同ウ（ウ）の主張に対する判断理由

異議申立人は，「どのような判断をしたか知りたいだけ」と主張しているが，上記（イ）の主張に対する処分庁の論旨と同様の理由により，原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（エ）同ウ（エ）の主張に対する判断理由

異議申立人は，「個人を特定できる所は，削除していい」と主張しているが，上記（イ）の主張に対する処分庁の論旨と同様の理由により，原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

エ　異議申立書エについて

（ア）同エ（ア）の主張に対する判断理由

文書７について，処分庁は，原処分において，文書不存在による不開示としているところであるが，異議申立人は「鑑定書作成にあたり制約がある」と主張している。これは，何らかの文書が存在す

る旨の主張と考えられるが，当該文書は存在しないことから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（イ）同エ（イ）の主張に対する判断理由

異議申立人は，文書７と同旨の法人文書の開示請求を求めているものと認められるが，上記（ア）と同様，文書は存在しないことから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

オ　異議申立書オの主張に対する判断理由について

処分庁は，原処分において，文書不存在による不開示としているところである。異議申立人は，前段部分において文書８と同旨の法人文書の開示を求めているものと認められるが，文書は存在しないことから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

また，後段部分において，特定個人の特定項目について記載されているが，当該記載内容は，本件異議申立てにおける事項とは関連がなく，本件開示決定等に係る機構の判断を左右するものではないと認められることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

カ　異議申立書カについて

（ア）同カ（ア）の主張に対する判断理由

異議申立人は，文書９で請求した「鑑定書」は存在するにもかかわらず，文書１０で請求している「鑑定書を作成することを承知していたかどうか分かる文書」は存在しないことを論拠として，文書９に係る不開示決定を不服としているものと思われる。

処分庁が文書９を不開示とした理由は，原処分において，個人に関する情報を容易に区分できないことから不開示としたものであり，文書１０を不開示としたために文書９を不開示としたのではない。異議申立人の主張は事実誤認をしていると推測されることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（イ）同カ（イ）の主張に対する判断理由

異議申立人の主張は，文書９に係る原処分に対するものではなく文書１０に係る原処分に対するものであると思われるが，文書１０は，原処分において，処分庁は文書不存在による不開示としていることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

キ　異議申立書キについて

（ア）同キ（ア）の主張に対する判断理由

上記カ（イ）と同様。

（イ）同キ（イ）の主張に対する判断理由

異議申立人は，前段部分で文書１０に対し，処分庁が原処分において，文書不存在による不開示決定を行ったことについて，「労災病院の医師が鑑定書を作成することを全く把握していないのか」と主張しているが，文書は存在しないことから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

また，異議申立人は後段部分で特定個人の特定項目について記載し，これに関連して「鑑定人である特定医師並びに勤務する特定病院ひいては機構としての括りがあってしかるべき」と主張した上で当該文書の開示を求めているが，これは新たな項目の開示を求めるものであり，本件異議申立てとは別の主張であると考えられることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

ク　異議申立書クについて

（ア）同ク（ア）の主張に対する判断理由

異議申立人は，前段部分において「そのような人は知らない」と主張しているが，処分庁が開示した文書１１は，個人に関する情報を除き部分開示をしているところである。異議申立人が「そのような人」を知っているか否かについて，異議申立てとして述べる理由は不明であるが，いずれにせよこの主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

異議申立人は，中段部分において特定個人との対談を申し入れたが実現しなかった旨の主張をしている。異議申立人が対談が実現しなかったことについて，異議申立てとして述べる理由は不明であるが，いずれにせよこの主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

異議申立人は後段部分において，文書１１と同旨の開示請求をしているものと認められるが，これは，原処分において既に部分開示しているものであり，異議申立人の請求は重複しているものと認められる。よって，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（イ）同ク（イ）の主張に対する判断理由

異議申立人は，本件開示決定した文書以外の文書が「外になかっ

たのか」と主張しているが，文書は存在しないことから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

ケ　異議申立書ケについて

（ア）同ケ（ア）の主張に対する判断理由

文書１２及び文書１３について，処分庁は，原処分において，文書不存在による不開示としているところである。異議申立人は「労災病院に規定はあると思う」と主張しているが，文書は存在しないことから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（イ）同ケ（イ）の主張に対する判断理由

上記キ（イ）と同様。

コ　異議申立書コについて

（ア）同コ（ア）の主張に対する判断理由

異議申立人は，「役職員倫理規程及び職員就業規則には，文書１６で求めた使用者責任の件が記載されていない」と主張しているが，文書１６について，処分庁は，原処分において，文書不存在による不開示としており，文書は存在しないことから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

（イ）同コ（イ）の主張に対する判断理由

異議申立人の主張は，本件開示決定等に係る不服について述べているものではなく，新たな項目の開示を求めるものであり，本件異議申立てとは別の主張であると考えられることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

サ　異議申立書サの主張に対する判断理由について

異議申立人は，前段部分において本件異議申立てとは関連のない推量を伴った主張をした上で，後段部分において「特定医師に鑑定能力及び資格があるのか知りたい」と主張している。この主張は，本件開示決定等に係る不服について述べているものではなく，新たな項目の開示を求めるものであり，本件異議申立てとは別の主張であると考えられることから，この主張により原処分を変更する理由は存在せず，原処分を維持することが適当であると判断した。

２　補充理由説明書

（１）文書３について

機構において，医師法違反又は医師法に抵触している医師を示す文

書について，対象となる法人文書は，医師法違反又は医師法に抵触したことを理由として懲戒に至った事案を記載していると思料された「懲戒処分発令原議書（昭和３８年度から平成２１年度まで)」と特定し，当該文書を探索・精査したが，医師法違反又は医師法に抵触したことを理由として懲戒に至った事案はなかったため，文書不存在につき不開示としている。

開示決定を行った文書以外に特定すべき文書の存在については，当該文書３の請求内容について異議申立人と調整を行う過程で，当初異議申立人は平成２２年２月１０日の開示請求（以下「原開示請求」という。）において「医師法に抵触している。医師に対しての対処方法を示してほしい。」と請求した。しかしながら，これではどのような法人文書の開示を求めているのかが分からず，法人文書の特定ができなかったため，機構は同月１８日に機構から異議申立人に対して行った補正依頼（以下「第１回補正依頼」という。）において，具体的にどのような文書の開示を求めるのかを明確に示すよう求めたところ，「労災病院の医師で，医師法違反又は医師法に抵触している医師を示す文書。」との回答があったところである。

医師法違反をした職員がいた場合は，機構の職員就業規則（異議申立人に開示済み）６１条１項１号に規定する「法令及び機構の諸規程に違反したとき」に該当し，懲戒の対象となるところであることから，上記文書を特定した上で探索・精査したところ，当該文書の中に医師法違反により懲戒となった事案はなかったことから，法９条２項の規定により文書不存在による不開示決定を行っている。

（２）文書４について

機構において，医師法違反又は医師法に抵触した医師を処罰したことを示す文書について，対象となる法人文書は「懲戒処分発令原議書（昭和３８年度から平成２１年度まで)」と特定し，当該文書を探索・精査したが，該当する事案はなかったため，文書不存在につき不開示としている。

開示決定を行った文書以外に特定すべき文書の存在については，上記文書３と同様の過程で文書不存在による不開示決定を行っている。

（３）文書５について

平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの期間において特定医師が作成した鑑定書について，再度特定病院において探索・精査したが，対象となる「鑑定書」は原処分で開示決定した１件のみであった。

なお，今回開示した鑑定書は，異議申立人が遺言無効確認請求事件

を和歌山地方裁判所に提訴したことに関連して，和歌山地方裁判所からの依頼により特定医師が個人的に作成したものであり，開示した鑑定書に記載されている日時点においては，法２条２項の規定による「法人文書」としていなかった。本件開示文書については，平成２１年○月○日に，特定医師に関する苦情に関連して苦情申立人（異議申立人と同一人物）が話合いにおける資料として持参したものを特定病院の事務職員が「苦情対応」という職務上取得したものであることを申し添える。

開示決定を行った文書以外に特定すべき文書の存在については，文書５の請求内容について異議申立人と調整を行う過程において，第１回補正依頼の中で，鑑定書とは具体的に何を示すのかが不明確である旨を異議申立人に教示し，開示の対象となる文書について定義を明確にするよう求めたところ，異議申立人から「鑑定書」と名前の付くすべての鑑定書との回答を得たことから，これを踏まえて開示決定を行ったところである。その際文書６と関連するが，鑑定書の内容部分については，後述の理由により不開示決定を行ったため，件数を客観的に示す目的で鑑定書の表紙部分（法５条１号に該当する個人名を除く。）のみを開示することにより，件数が１件であることを示したところである。

（４）文書６について

上記（３）の回答と同様になるが，特定病院の特定医師が作成した鑑定書は１件である。

ただし，当該鑑定書には傷病の状態の詳細が記載されており，これは通常，人には知られたくない機微な情報であり，これを公にすると，鑑定書に記載されている特定個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため，法５条１号に該当する個人に関する情報のうち，特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり，同号ただし書イからハまでに該当する事情がないことから，当該情報は不開示情報と認定した。

その上で，法６条に規定する不開示情報を容易に区分できるか判断したところ，不開示情報の中には個人に関する情報が多くの部分に記載され，容易に区分することは不可能と判断し，法９条２項の規定により不開示としている。

また，異議申立人は，報告書等などと記載された表紙みたいなものが存在するはずとの主張をしている。この点に関し，再度文書を取得している特定病院に確認をしたところ，そのような表紙は作成・取得

していないとのことであった。

（５）文書７について

労災病院において，鑑定書を作成する基準となる事柄・事例が分かる文書については，通常，このような基準となる事柄を制定する際は機構の文書管理規程の規定に基づき，「規程」，「達」，「要領」及び「通達」として文書を作成することとなっている。本件開示請求を受けて，機構が制定しているこれら規程等を探索・精査したところ，該当する文書が存在しなかったため法９条２項の規定により文書不存在による不開示決定としている。

開示決定を行った文書以外に特定すべき文書の存在については，上述の理由により該当する文書はなかった。

（６）文書８について

上記（５）の回答と同様であるが，労災病院において裁判所に提出することを前提とした鑑定書を作成する基準となる事柄・事例が分かる文書についても，該当する文書が存在しなかったため法９条２項の規定により文書不存在による不開示決定としている。

（７）文書９について

当該項目について機構が特定した文書は文書６と同一文書であり，上記（４）と同様の理由により，鑑定書の内容は不開示としている。

（８）文書１０について

上記（３）のなお書きのとおり，当該鑑定書については，和歌山地方裁判所から特定医師あてに依頼があり作成したものであり，特定病院に対して鑑定書作成を依頼する文書はなかったことから，特定病院が当該鑑定書を作成することを承知していた法人文書は存在せず，法９条２項の規定により文書不存在につき不開示としている。

（９）文書１１について

対象となる法人文書は特定病院が保有する法人文書「司法関係照会受付簿兼司法関係文書綴」及び「苦情対応報告書」と特定し，内容を確認したところ，該当文書は５件あった。

なお，当該文書には法５条１号に規定する個人に関する情報が記載されていることから，その文書の日付及びその文書が特定医師に対するものであることを示す部分のみを開示し，それ以外の部分を部分開示している。

開示決定を行った文書以外に特定すべき文書について，再度該当する文書が他にないか確認を行ったが，新たな文書は発見されなかった。

（１０）文書１２及び文書１３について

上記（５）と同様に，機構が規定するマニュアルは，機構の文書管

理規程の規定に基づき，「規程」，「達」，「要領」及び「通達」として文書を作成することとなっている。本件開示請求を受けて，機構が制定しているこれら規程等を探索・精査したところ，該当する文書が存在しなかったため法９条２項の規定により文書不存在による不開示決定としている。

開示決定を行った文書以外に特定すべき文書の存在については，上述の理由により該当する文書はなかった。

（１１）文書１５について

機構において，職員，管理者等のうち，法令を遵守していない医師を監視していることを示す文書について，機構が制定している規程等を探索・精査したところ，該当する文書が存在しなかったため法９条２項の規定により文書不存在による不開示決定としている。

開示決定を行った文書以外に特定すべき文書の存在については，上述の理由により該当する文書はなかった。

（１２）文書１６について

機構において，医師法違反又は医師法に抵触している医師に対して，民法７１５条１項に規定する使用者責任があり，それをどのように果たしていくかを示す文書について，機構が制定している規程等を探索・精査したところ，該当する文書が存在しなかったため法９条２項の規定により文書不存在による不開示決定としている。

開示決定を行った文書以外に特定すべき文書の存在については，上述の理由により該当する文書はなかった。

（１３）文書１７について

当該請求に対する文書として，機構では対象となる法人文書は「履歴書」と特定したところである。当該履歴書に記載されている事項は，特定の個人を識別できるものであり，法５条１号に該当する個人に関する情報であると認定したところである。

しかしながら，職種，特定医師の漢字氏名及び役職名については，法５条１号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報であることから，当該部分は開示し，それ以外の部分については，同号に該当し，一般に公にされている情報には該当せず，同号ただし書ロ及びハに規定する事情も認められないと判断したことから，法６条１項に規定する部分開示として開示決定を行ったものである。

これに対して，異議申立人は意見書において「特定医師には鑑定能力及び資格があるのか。」を知りたいと主張していることから，再度機構において不開示情報の妥当性について検討を行った。

原処分において不開示とした特定医師の試験・免許・資格欄には，

特定医師が取得している免許・資格の「合格・取得日」,「免許名称」,「免許資格番号」が記載されているところであるが，これらの情報のうち「免許資格番号」については，個人を特定できる情報として不開示決定を維持するが，それ以外の情報については，以下の理由により不開示決定を変更し，開示することとした。

・医師免許証…厚生労働省ホームページにおいて，氏名（漢字）による検索が可能であり，一般に公にされている情報であると判断した。

・その他の資格…特定病院ホームページにおいて，当該資格を公表していることから，一般に公にされている情報であると判断した。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成２２年８月２３日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月１０日　　審議
④　同月２１日　　異議申立人から意見書１を収受
⑤　同年１０月２９日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑥　同年１１月１６日　　異議申立人から意見書２を収受
⑦　平成２３年２月４日　　本件対象文書の見分及び審議
⑧　同年３月１１日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求及び本件対象文書について

本件開示請求は，別紙１に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものであり，処分庁は，原処分において，別紙２及び別表の１欄に掲げる文書（本件対象文書）を特定し，その一部を不開示とする原処分を行った。諮問庁は，当初，原処分を妥当としていたが，補充理由説明書において，本件対象文書の一部を更に開示するとしている。

これに対し，異議申立人は，諮問庁がなお不開示としている部分のうち，個人を特定できる部分の一部以外の部分について開示を求めるとともに，別表の１欄に掲げる文書以外の文書も存在するはずであると主張しているので，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性，保有の有無及び不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定及び保有の有無について

（１）文書３及び文書４

異議申立人は，労災病院の医師で，医師法違反又は医師法に抵触している医師を示す文書（文書３）及び医師法違反又は医師法に抵触した医師を処罰したことを示す文書（文書４）の開示を求めている。

これに対し，諮問庁は，医師法違反をした職員がいた場合は，機構の

職員就業規則６１条１項１号に規定する「法令及び機構の諸規程に違反したとき」に該当し，懲戒の対象となるところであることから，医師法違反又は医師法に抵触したことを理由として懲戒に至った事案を記載していると思われる「懲戒処分発令原議書（昭和３８年度から平成２１年度まで)」の文書を探索・精査したが，医師法違反又は医師法に抵触したことを理由として懲戒に至った事案はなかったため，文書不存在につき不開示としたと説明する。

この諮問庁の説明について，不自然，不合理な点は認められず，その探索も不十分とは言えないことから，当該文書を保有していないため不開示としたことは妥当である。

（２）文書５，文書６及び文書９

異議申立人は，平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの期間において，特定病院の職員である特定医師が作成した「鑑定書」と名前の付くすべての鑑定書の件数が分かる文書（文書５），当該鑑定書の鑑定内容が分かる文書（文書６）及び当該鑑定書について対象疾患が分かる文書（文書９）について，原処分において，文書５として１件の鑑定書の表紙の一部が開示され，文書６及び文書９として文書５と同一の１件の鑑定書全体が不開示とされているが，この１件の鑑定書以外に把握しているものについても開示を求めている。

これに対し，諮問庁は，当該期間に特定医師が作成した鑑定書について，再度特定病院において探索・精査したが，対象となる鑑定書はこの１件のみであり，これ以外に特定すべき文書は存在しないと説明する。

この諮問庁の説明について，不自然，不合理な点は認められず，その探索も不十分とは言えないことから，当該文書について一部開示された１件以外に保有していないとしたことは妥当である。

（３）文書７及び文書８

異議申立人は，労災病院における鑑定書を作成する基準となる事柄・事例が分かる文書（文書７）及び労災病院における鑑定書のうち，裁判所に提出することを前提とした鑑定書を作成する基準となる事柄・事例が分かる文書（文書８）の開示を求め，鑑定書作成に当たり制約があると思われるので，鑑定書が何に基づいて作成されているか分かる文書の開示を求めている。

これに対し，諮問庁は，労災病院において鑑定書を作成する基準となる事柄・事例が分かる文書については，通常，このような基準を制定する際は機構の文書管理規程の規定に基づき，「規程」，「達」，「要領」及び「通達」として文書を作成することとなっており，本件開示請求

を受けて，機構が制定しているこれらの規程等を探索・精査したところ，該当する文書は存在しなかったと説明する。

また，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，労災病院の医師が鑑定書を作成する場合に参考とするものは，当該対象者に係る診療録，診断書等，更に医学書及び文献等であり，機構において鑑定書作成に関する基準等は定めていないとのことであり，機構が定めている規程，達，要領及び通達が記載されている「独立行政法人労働者健康福祉機構例規集（第４号）」の内容を探索・精査したところ，該当する文書は存在しなかったとのことである。

この諮問庁の説明について，不自然，不合理な点は認められず，その探索も不十分とは言えないことから，当該文書を保有していないため不開示としたことは妥当である。

（４）文書１０

異議申立人は，特定医師が作成し，特定日に和歌山地方裁判所が受付した「鑑定書」について，特定病院が当該鑑定書を作成することを承知していたかどうかが分かる文書（文書１０）の開示を求めている。

これに対し，諮問庁は，当該鑑定書については，和歌山地方裁判所から特定医師あてに依頼があり作成したものであり，特定病院に対して鑑定書作成を依頼する文書はなかったことから，特定病院が当該鑑定書を作成することを承知していた法人文書は存在しないと説明する。

また，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，そもそも当該鑑定書の作成は，当初は別の労災病院に打診があったものであるが，当該病院には精神科医師がおらず対応できないことから，当該病院長から特定病院長あてに口頭で相談があり，特定病院長から受諾の可否を問われた特定医師が引き受け，その後，和歌山地方裁判所が文書により特定医師あてに依頼したものであり，特定医師から病院への報告は特段行っていないとのことである。

この諮問庁の説明について，不自然，不合理な点は認められないことから，当該文書を保有していないため不開示としたことは妥当である。

（５）文書１１

異議申立人は，平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの期間において，特定医師が作成し，裁判所に提出された鑑定書及び特定医師が作成したカルテ・診断書等並びに特定医師の診察について，患者・親族等及び依頼者から苦情，問い合わせ及び抗議があったか否かを示す文書（文書１１）について，一部開示された件以外に把握しているものについても開示を求めている。

諮問庁は，対象となる法人文書は特定病院が保有する法人文書「司法

関係照会受付簿兼司法関係文書綴」及び「苦情対応報告書」と特定し，内容を確認したところ，特定医師に係る苦情記録として特定病院が保有している文書は，一部開示を行った５件のみであり，これ以外に該当する文書がないか再度確認を行ったが，新たな文書は存在しなかったとのことである。

また，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，通常の診療の過程において，患者等から特定医師に対し苦情があったかもしれないが，特定医師に係る苦情記録として，特定病院が保有している文書は提出した５件がすべてであるとのことである。

この諮問庁の説明について，不自然，不合理な点は認められず，その探索も不十分とは言えないことから，当該文書について一部開示された５件以外に保有していないとしたことは妥当である。

（６）文書１２及び文書１３

異議申立人は，機構が規定しているマニュアルのうち，心療内科・精神科医が「鑑定書」と名前の付くすべての鑑定書を作成する際に用いるマニュアル（文書１２）及び心療内科・精神科医が裁判所に提出する鑑定書を作成する際に用いるマニュアル（文書１３）について開示を求めている。

これに対して，諮問庁は，上記（３）と同様に，機構が規定するマニュアルは，機構の文書管理規程の規定に基づき，「規程」，「達」，「要領」及び「通達」として文書を作成することとなっており，本件開示請求を受けて，機構が制定しているこれら規程等を探索・精査したところ，該当する文書が存在しなかったと説明する。

この諮問庁の説明について，不自然，不合理な点は認められず，その探索も不十分とは言えないことから，当該文書を保有していないため不開示としたことは妥当である。

（７）文書１５及び文書１６

異議申立人は，機構・労災病院の職員・管理者等のうち，法令を遵守していない医師について，当該医師を監視している状況が分かる文書（文書１５）及び医師法違反又は医師法に抵触している医師に対して，民法７１５条１項に規定する使用者責任をどのように果たしていくか等を示した文書（文書１６）について開示を求めている。

これに対して，諮問庁は，上記（３）と同様に，機構が制定している規程等を探索・精査したところ，該当する文書が存在しなかったと説明する。

この諮問庁の説明について，不自然，不合理な点は認められず，その探索も不十分とは言えないことから，当該文書を保有していないため不

開示としたことは妥当である。

（８）上記（１）ないし（７）を踏まえれば，別紙２及び別表の１欄に掲げる文書を本件対象文書として特定するとともに，別表の１欄に掲げる文書以外の本件請求文書は存在しないとする諮問庁の説明に，特段不自然，不合理な点は認められず，これを覆すに足る事情も見いだし難い。また，文書の探索が不十分であるとも言えないため，本件対象文書の特定は妥当であり，機構において，別表の１欄に掲げる文書以外の本件請求文書を保有しているとは認められない。

３　不開示情報該当性について

（１）文書５，文書６及び文書９

ア　文書５について，異議申立人は，特定期間に特定医師が作成した鑑定書の件数だけを求めており，個人の名前の部分を不開示として差し支えないとしている。当該文書は，特定日付けで和歌山地方裁判所が受け付けた鑑定書の表紙であり，鑑定対象者の名前が不開示とされ，その余の部分は既に開示されている。

イ　文書６は，特定日付けで和歌山地方裁判所が受け付けた鑑定書であり，諮問庁は，その全部が法５条１号に該当するとして不開示としている。

当該文書は，特定個人を対象とした鑑定書であることから，全体として法５条１号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当する。

そこで，法５条１号ただし書該当性について検討すると，当該文書のうち，１枚目の表紙（鑑定人の署名及び印影を除く。）については，文書５と同じものであるため，鑑定対象者の名前を除いた部分について，同号ただし書イに該当し，開示すべきである。

一方，当該表紙のうち，鑑定人の署名及び印影の部分については，当該鑑定人の氏名は明らかにされているものの，自筆の署名及び印影については，その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有していると言うべきであり，署名及び印影につき，開示する慣行があると認めることはできないため，法５条１号ただし書イに該当せず，かつ同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当する事情は認められないことから，不開示とすることが妥当である。

２枚目以降の鑑定書の内容に係る部分については，鑑定対象者に係る身体機能等の詳細が記載されており，法５条１号ただし書イないしハのいずれにも該当するとは認められず，これは通常人には知られたくない機微な情報であり，関係者には当該鑑定対象者が特定されるおそれもあるため，鑑定対象者の氏名を除いたとしても，公にすること

により，当該鑑定対象者の権利利益が害されるおそれがある情報と認められ，法６条２項による部分開示もできないことから，不開示とすることが妥当である。

ウ　文書９については，文書６と同じ文書が特定されており，同様の判断とする。

（２）文書１１

ア　苦情対応報告書

文書１１のうち，１件目の苦情対応報告書については，特定個人が行った苦情に関するものであり，当該個人による特定医師への苦情等が詳細に記載されており，全体として法５条１号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また，これは通常人には知られたくない機微な情報であり，関係者には当該個人が特定されるおそれもあるため，当該個人の氏名を除いたとしても，公にすることにより，当該個人の権利利益が害されるおそれがある情報と認められ，法６条２項による部分開示もできないことから，不開示とすることが妥当である。

イ　通知書

文書１１のうち，２件目から４件目までの通知書については，特定病院の特定医師あてに提出されたものであり，特定個人について鑑定された身体機能等の詳細が記載されており，全体として法５条１号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また，これは通常人には知られたくない機微な情報であり，関係者には当該個人が特定されるおそれもあるため，当該個人の氏名を除いたとしても，公にすることにより，当該個人の権利利益が害されるおそれがある情報と認められ，法６条２項による部分開示もできないことから，不開示とすることが妥当である。

ウ　開示請求書

文書１１のうち，５件目の開示請求書については，特定の開示請求者の氏名が記載されていることから，全体として法５条１号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当し，「法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」であると認めることはできないから，同号ただし書イに該当するとは認められず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に，法６条２項の部分開示の可否について検討すると，開示請求

者の氏名及び住所が記載された部分並びに鑑定対象者の氏名が記載された部分は，特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に当たるので，これを部分開示することはできない。

その余の部分については，これを開示しても開示請求者等を特定することはできず，また，開示請求者等の権利利益が害されるおそれはないと認められるので，開示すべきである。

（３）文書１７

文書１７は，特定医師の履歴書であり，特定医師の氏名のふりがな，職員コード，本籍，生年月日，学歴，免許資格番号，研修，表彰，備考，発令等事項及び発令者の各欄について不開示とされている。

当該部分は，法５条１号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また，これは通常人には知られたくない機微な情報であり，公にすることにより，当該個人の権利利益が害されるおそれがある情報と認められ，法６条２項による部分開示もできないことから，不開示とすることが妥当である。

４　異議申立人のその他の主張について

異議申立人は，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」について開示すべきであると主張するが，上記３において，法５条１号の不開示情報に該当すると判断した部分については，これを開示しないことにより保護される当該個人の権利利益に比して，人の生命，健康，生活又は財産を保護するために，公にすることが必要であるとの公益上の必要性を認めるべき事情も見当たらず，同号ただし書ロの規定には該当しないと認められるため，当該主張は採用できない。

また，異議申立人は，法７条による裁量的開示を行うべき旨を主張するが，本件不開示部分の不開示情報該当性は，上記３で判断したとおりであり，当該部分を公にすることに，これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないので，同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に，裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められず，当該主張は採用できない。

異議申立人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件一部開示決定の妥当性

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，その一部を保有していない又は法５条１号に該当するとして不開示とした決定については，本件対象文書を特定したことは妥当であり，機構

において，別表の１欄に掲げる文書以外の本件請求文書を保有しているとは認められないので，別紙２に掲げる文書を保有していないとして不開示としたことは妥当である。また，諮問庁が法５条１号に該当するとして，なお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の４欄に掲げる部分は，同号に該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同号に該当すると認められるので，不開示とすることが妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　名取はにわ，委員　大久保規子，委員　北沢義博

（別紙１）本件請求文書

文書１　労災病院の医師に対し，労災病院で勤務する上での理念について示した文書

文書２　労災病院の医師に対し，労災病院で勤務する上での倫理について示した文書

文書３　労災病院の医師で，医師法違反又は医師法に抵触している医師を示す文書

文書４　労災病院の医師で，医師法違反又は医師法に抵触した医師を処罰したことを示す文書

文書５　平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの期間において，特定病院の職員である特定医師が作成した「鑑定書」と名前の付くすべての鑑定書の件数が分かる文書。複数枚提出しているときはそのすべて。

文書６　平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの期間において，特定医師が作成した「鑑定書」と名前の付くすべての鑑定書の鑑定内容の内訳が分かる文書。複数枚提出しているときはそのすべて。

文書７　労災病院における鑑定書を作成する基準となる事柄・事例が分かる文書

文書８　労災病院における鑑定書のうち，裁判所に提出することを前提とした鑑定書を作成する基準となる事柄・事例が分かる文書

文書９　特定医師が作成し，特定日に和歌山地方裁判所が受付した「鑑定書」について，本件の対象疾患が分かる文書

文書１０　特定医師が作成し，特定日に和歌山地方裁判所が受付した「鑑定書」について，特定病院が当該鑑定書を作成することを承知していたかどうかが分かる文書

文書１１　平成１６年１月１日から同２２年１月３１日までの期間において，特定医師が作成し，裁判所に提出された鑑定書及び特定医師が作成したカルテ・診断書等並びに特定医師の診察について，患者・親族等及び依頼者から苦情，問合わせ及び抗議があったか否かを示す文書。複数件作成しているときはそのすべて。

文書１２　機構が規定しているマニュアルのうち，心療内科・精神科医が「鑑定書」と名前の付くすべての鑑定書を作成する際に用いるマニュアル

文書１３　機構が規定しているマニュアルのうち，心療内科・精神科医が裁判所に提出する鑑定書を作成する際に用いるマニュアル

文書１４　労災病院の医師としての服務規程

文書１５　機構・労災病院の職員・管理者等のうち，法令を遵守していない医師について，当該医師を監視している状況が分かる文書

文書１６　機構・労災病院には，医師法違反又は医師法に抵触している医師に対して，民法７１５条１項に規定する使用者責任があり，それをどのように果たしていくか等を示した文書

文書１７　特定医師の経歴が分かる文書

（別紙２）処分庁が本件対象文書として特定し，かつ，不存在のため不開示とした文書

文書３　上記第３の２の（１）において特定された文書
文書４　上記第３の２の（２）において特定された文書
文書７　上記第３の２の（５）において特定された文書
文書８　上記第３の２の（６）において特定された文書
文書１０　上記第３の２の（８）において特定された文書
文書１２　上記第３の２の（１０）において特定された文書
文書１３　上記第３の２の（１０）において特定された文書
文書１５　上記第３の２の（１１）において特定された文書
文書１６　上記第３の２の（１２）において特定された文書

（別表）

1　文書番号及び特定した文書名		2　諮問庁がなお不開示とすべきとする部分	3　該当条文	4　2のうち開示すべき部分
文書1	平成21年度独立行政法人労働者健康福祉機構運営方針	なし（全部開示）	－	－
文書2	役職員倫理規程	なし（全部開示）	－	－
文書5	特定日付けで和歌山地方裁判所が受け付けた鑑定書の表紙	鑑定対象者の名前	法5条1号	なし
文書6 文書9	特定日付けで和歌山地方裁判所が受け付けた鑑定書	すべて	法5条1号	表紙のうち，鑑定人の署名及び印影並びに鑑定対象者の名前以外の部分
文書11	苦情対応報告書等	①　苦情対応報告書の記載内容	法5条1号	なし
		②　通知書の記載内容		なし
		③　開示請求書の記載内容		開示請求者の氏名及び住所並びに鑑定対象者の氏名以外の部分
文書14	職員就業規則	なし（全部開示）	－	－
文書17	特定医師の履歴書	特定医師の氏名（ふりがな），職員コード，本籍，生年月日，学歴，免許資格番号，研修，表彰，備考，発令等事項及び発令者の各欄	法5条1号	なし